

さいたま市

介護予防のための地域支援個別会議

[内容]

1. さいたま市の地域ケア会議の概要
2. さいたま市の目指す「自立支援」
3. 介護予防のための地域支援個別会議の概要
4. 介護予防のための地域支援個別会議の留意点



1. さいたま市の地域ケア会議の概要

● 平成26年 改正介護保険法に記載（平成27年4月1日施行）

（会議）介護保険法第115条の48

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

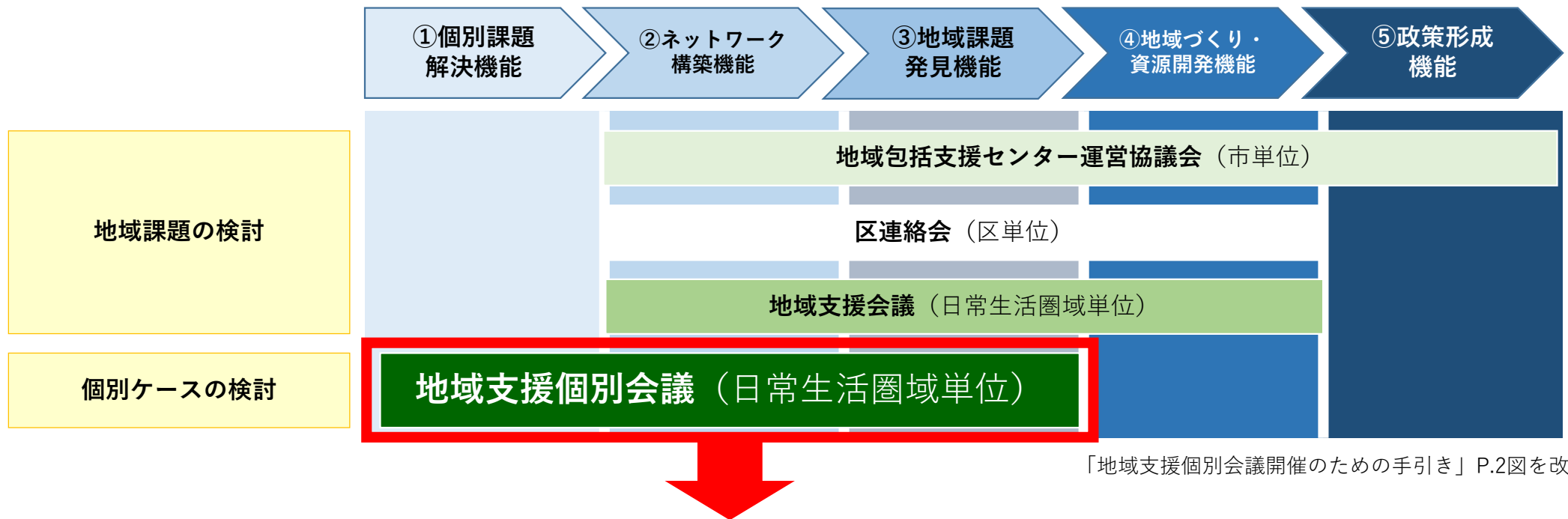
6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

（罰則）介護保険法第205条

2 （略）第115条の48第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

さいたま市の地域ケア会議の構成

- ▶ さいたま市では、個別ケースの検討を「地域支援個別会議」、地域課題の検討を「地域支援会議」「区連絡会」「地域包括支援センター運営協議会」でそれぞれ実施しており、4つの会議をもって、厚生労働省の示す「地域ケア会議」としています。
- ▶ 地域ケア会議には、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり資源開発、⑤政策形成の5つの機能があります。



地域支援個別会議の役割は…

地域の多様な専門職が協働し、ケアマネジャー支援を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、地域全体で支援することです。

● 地域支援個別会議の重要性

地域支援個別会議において実施される個別ケースの検討は、当初から厚生労働省においても特に重要視されています。

以下、「地域ケア会議」に関する Q & A 厚生労働省老健局振興課 平成25年2月14日（抜粋）

- ▶ 地域ケア会議の5つの機能は、一度の会議ですべてを網羅することは困難であるため、課題や目的に応じて、開催方法や実施回数、参加者等を検討する必要があります。地域の実情に応じて既存の会議を活用しながら、不足している部分を強化していくことが重要です。
- ▶ **特に、個別ケースの検討による3つの機能は重点的な取組**が求められます。
- ▶ 地域包括ケアシステムづくりのためには、①高齢者個人に対する支援の充実と、②それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめる必要があります。
- ▶ 地域ケア会議における**個別ケースの検討**は、自立支援に資するケアマネジメントの実現、サービス利用者のQOLの向上、関係者のOJT等の効果が期待されるところであり、**これらの積み重ね**により、地域における個別支援の最適な手法が蓄積されます。また、これらの事例の課題分析等を行うことで、社会基盤の整備に資するニーズや地域課題を把握することができます。
- ▶ 地域包括ケアシステムづくりのために、地域ケア会議において個別ケースの検討を行うことは**大変重要な取組み**です。

2. さいたま市の目指す「自立支援」

さいたま市では、「自立支援」を実現するために必要なサービス・支援を高齢者につなぐ手法を「**自立支援型ケアマネジメント**」として推進しています。

ここでの「自立支援」は、単に身体機能の向上による介護保険サービスからの「卒業」を目指すのではなく、利用者本人の「したい」「できるようになりたい」ことの実現に向けて必要な支援を行い、できるようになった後は、日常生活の中で、地域の活動への参加に結びつけ（あるいは地域活動に戻し）、高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるよう、地域の力を借りながら、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動への参加に焦点を当て、できるようになった生活行為の維持に引き続き取り組むところまで結びつけることを目指しています。

「したい」「できるようになりたい」の実現に向けた取組



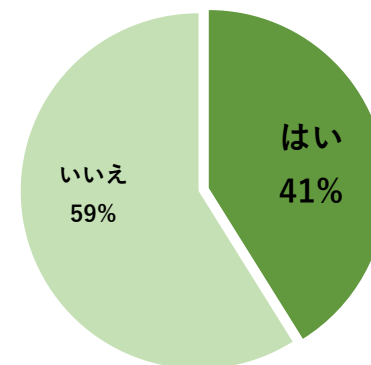
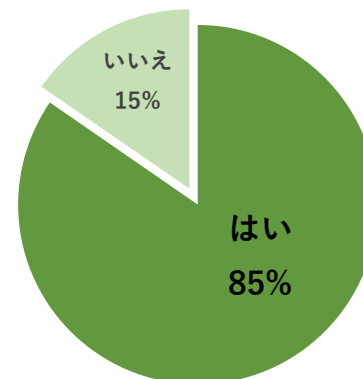
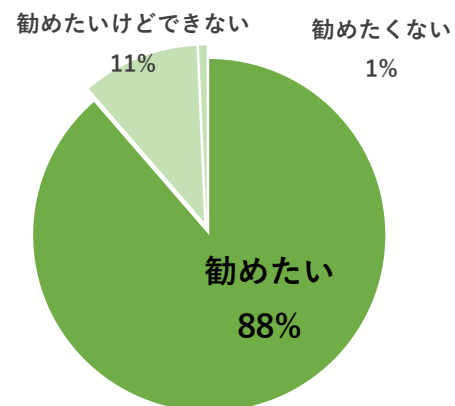
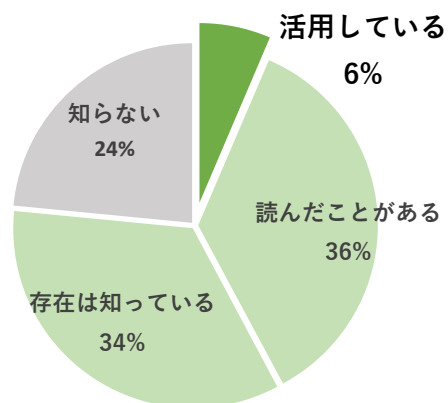
地域の活動への参加



役割や生きがいを持って生活できる

介護支援専門員対象アンケートの結果（抜粋）

平成30年度



質問

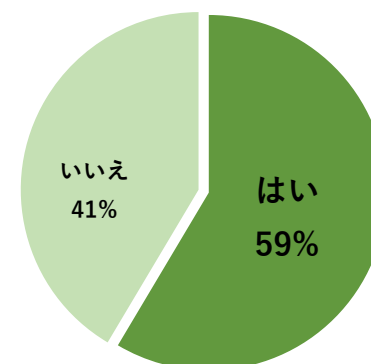
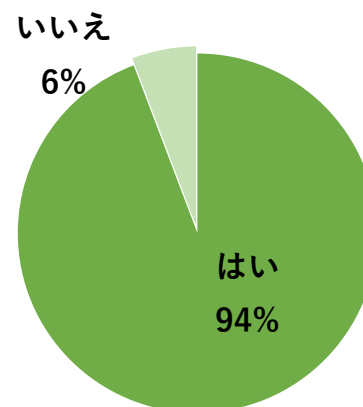
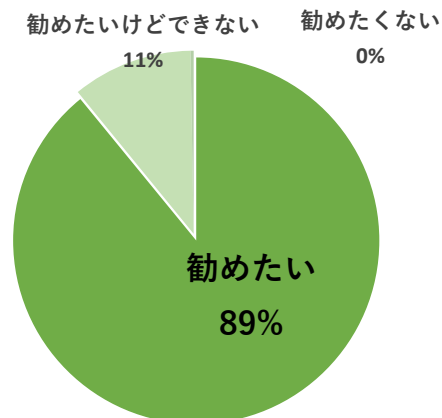
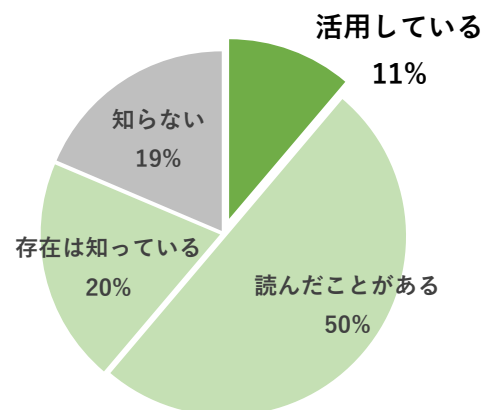
「介護予防ケアマネジメントマニュアル」の認識度

地域活動への参加を利用者・家族に勧めたいと思うか

地域活動をケアプランに位置づけたいと思うか

地域活動をケアプランに位置づけたことがあるか

令和元年度



地域支援個別会議の種類

3. 介護予防のための地域支援個別会議の概要



さいたま市では、2019年（令和元年度）から
介護予防のための地域支援個別会議を導入しました。

	「介護予防」のための地域支援個別会議	「多問題ケース」のための地域支援個別会議	「特定事業所集中減算」の適用における地域支援個別会議
開催頻度	おおむね年5回 4半期に1回以上／圏域	不定期	不定期
会議時間	2時間30分程度 (60分×2事例以上、 会議の振り返り・まとめ)	必要時間	必要時間
運営主体	区高齢介護課 及び 地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
会議目的	自立支援・介護予防の観点を踏まえて 、「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「 高齢者のQOLの向上 」。	自立支援・介護予防の観点に加え、専門機関や地域住民が連携して問題を解決する。	居宅サービス計画の支援内容について、意見・助言を行う。
取り扱う事例	自立支援・介護予防の観点に基づき実施することから、対象者は「サービス事業対象者」「要支援者」を想定。 訪問回数の多いケアプランの届け出に関するものを実施することも可能とする。 一度会議を行ったモニタリング事例も対象としますが、1事例は初回の検討事例とすること。	①支援者が困難を感じているケース ②支援が自立を阻害していると考えられるケース ③支援が必要だと判断されるがサービスにつながないケース ④権利擁護が必要なケース ⑤地域課題に関するケース など	指定居宅介護支援事業所が作成する居宅介護サービス計画において、特定の事業所へサービスが偏っている（紹介率最高法人80%を超える）場合であって「正当な理由」についての意見・助言を求められた場合
主な参加者	・司会者（進行補助） ・事例提供者 ・ 助言者（専門職） 理学療法士 作業療法士 薬剤師、栄養士 地域支え合い推進員 など	・司会者 ・事例提供者 ・助言者（専門職） ・助言者（専門職以外） ※必要に応じて必要な方を選定します。	・保険者（区高齢介護課） ・助言者（介護従事者） ・助言者（医療従事者） ・助言者（専門職以外） など
公開の別	非公開 ※OJTのための傍聴は可能	非公開	非公開

介護予防のための地域支援個別会議とは

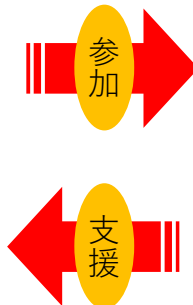
事例提供者



ケアプラン作成者



サービス提供事業所



高齢者個人の支援の充実

高齢者のQOLの向上



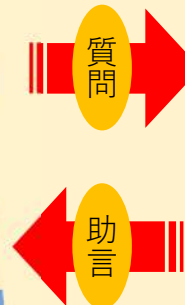
だけ
じゃない！

「介護予防」のための地域支援個別会議

自立支援・介護予防の観点を踏まえて、
「要支援者等の生活行為の課題の解決等、
状態の改善に導き、自立を促すこと」
を目的に開催します。
「高齢者のQOLの向上」を目指すと
ともに「地域の課題等を共有する場」
でもあります。



専門職



個別事例を積み重ねることで、地域や高齢者の傾向がわかる



地域に不足するサービスなどの

地域課題や行政課題の

発見・抽出を行うことができる



会議の各参加者の主な役割や期待される効果

事例提供者

役割

- ▶ 事例の提供・説明

効果

- ▶ ケアマネジメントやケアの質の向上
- ▶ 自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供
- ▶ アセスメント、プランニング、サービス担当者会議、モニタリング、評価等のサポート

助言者

役割

- ▶ 事例対象者のニーズや生活行為の課題等を踏まえた自立に資する助言例の提供

効果

- ▶ スキルアップ
- ▶ 自立支援のプロセス等への理解促進

地域包括支援センター職員

役割

- ▶ 司会・進行
- ▶ 包括的・継続的ケアマネジメントに基づくケアマネジャー支援
- ▶ 地域資源情報の提供

効果

- ▶ ケアマネジメントやケアの質の向上
- ▶ 介護予防サービス・支援計画書への意識

行政職員

役割

- ▶ 開催支援（会場・報酬等）

効果

- ▶ 行政課題の把握・発見
- ▶ 介護人材の育成

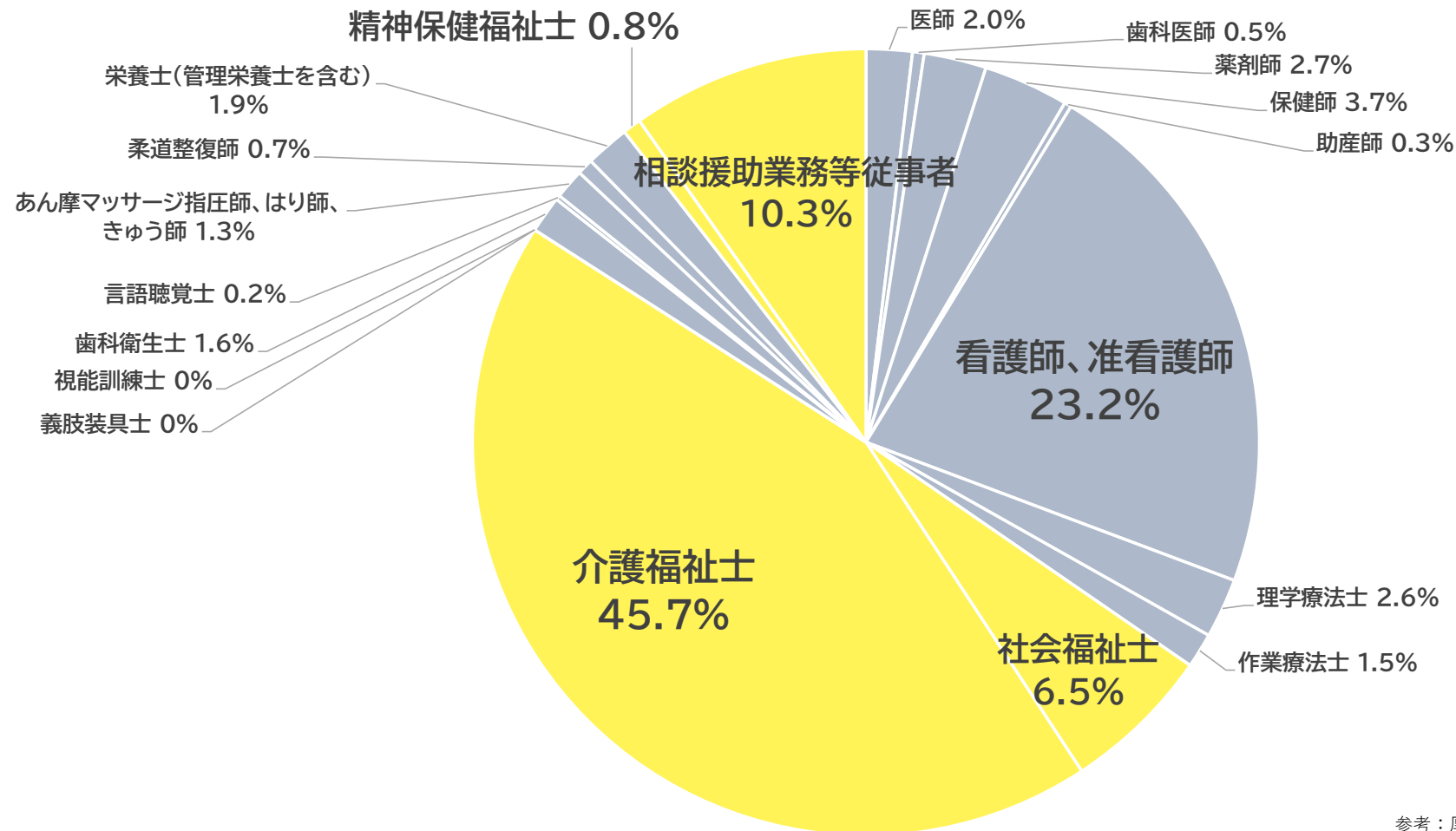
ネットワークの構築

上記は、各参加者の役割や会議の意義の一例です。

ケアマネ実務研修の職種別合格者数割合

ケアマネ実務研修の職種別合格者数割合 (第1回～第28回試験の合計)

* 第1回～第28回の合格者数 781,248人に占める各職種の割合



参考：厚生労働省ホームページ資料を一部改編

4. 介護予防のための地域支援個別会議の留意点

「さいたま市地域支援個別会議開催の手引き」
<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p062109.html>



手引き18ページ～

ケース検討の流れ（シナリオ例）

- ① 利用者基本情報を **簡潔に** 説明
- ② 生活行為課題について **課題整理シート** を用いて説明
- ③ 現在の状態に至った個人因子・環境因子と **事後予測** を説明
- ④ 介護予防サービス・支援計画表を用いて **総合課題と対応策** を説明

手引き19ページ～

事後予測に無理がないか、また、
目標を目指すために気を付けなければならない点 について
アドバイスをいただきたい と思います。

助言者（専門職）に、**聞きたいポイントをはっきりと伝える** ことが大事

さいたま市では 令和4年度から正式に「**モニタリング会議**」を実施しています。

モニタリング会議の必要性

地域支援個別会議検討後の課題

- 介護予防のための地域支援個別会議で検討した後、ケースの状態を把握（補足）する場がない。
- 一度、会議で検討したが、改めて検討・助言を必要とする内容がある
- 助言や検討結果が取り入れられたのか、その助言や検討結果が効果的だったのか共有できない など

モニタリング 会議の導入

期待される役割

- 支援の経過を確認し、事後予測と実際の状況との相違に基づき、更なる検討・助言を経ることにより、ケースの生活課題の解決や状態の改善を図る
- 関係者の地域ケア会議に対する意識やモチベーションの向上、ネットワーク（連携）体制の強化
- 多角的・継続的な対応に基づく知識や経験の蓄積による関係者や地域におけるケアマネジメントの質の向上

モニタリング会議の留意点

- 基本的に「介護予防のための地域支援個別会議」を行ったすべての事例で、状況の把握（モニタリング）を実施。
 - ▶ モニタリング会議は『一度、地域支援個別会議にかけたら「終了」』ではなく、提供事例について、会議後の状況の把握（モニタリング）をするための方法の一つです。
- モニタリング会議の開催時期は、ケアプランの期間を目安とする。ただし、「何か月後」のように一定期間を定めて実施しても構わない。
 - ▶ モニタリング期間の終了が近付いた対象者の現状を確認し、必要に応じて、会議への事例提供を検討します。
 - ▶ モニタリング会議にけるか判断に迷う場合は、「モニタリング会議への流れ」などを参考に、地域包括支援センターにご相談ください。
- モニタリング会議は「介護予防のための地域支援個別会議」として実施。
 - ▶ モニタリング会議の進め方は、初回の事例を検討している現在の会議と変わらず、一定期間が経過した後、状況の把握と、新たな助言を得るため、再度、会議を行うイメージです。
 - ▶ 会議の流れ（シナリオ）、助言者の職種、様式など、原則、既存のものを使用します。＊詳細は「地域支援個別会議開催のための手引き」をご覧ください。

（介護予防のための）地域支援個別会議の留意事項について

市から各地域包括支援センターに以下のとおり説明しています

● 事例対象者の幅広い選定

- ▶ 「介護予防のための地域支援個別会議」発足当初は、事業推進段階としてより多くの事例を検討する方針としていたが、今後は事例検討の質の向上や地域課題の抽出を図っていく段階へ。
- ▶ 運営方針等に沿って、事業対象者も含め、幅広く事例対象者を選定してください。

● 他圏域の居宅介護支援事業所による事例提供可

- ▶ 「担当する**日常生活圏域の市民**（住民）を**基準**に（介護予防・重度化防止の観点が重要）。」
- ▶ **包括が他の日常生活圏域の**居宅介護支援事業所にマネジメントを委託している場合などは、当該**居宅介護支援事業所**に**事例提供を依頼して差し支えありません**。

● 目的に応じた地域支援個別会議の開催

- ▶ 会議の目的を明確化し、さいたま市の地域支援個別会議の種類（「さいたま市地域支援個別会議開催のための手引き」P4 参照）に応じて、適切な会議における検討を実施。
- ▶ 事例検討の際は、事例対象者のニーズや状況をしっかり把握し、状態の改善や自立を促すにあたり課題となっている生活行為（I A D L）の向上・改善を図る上で、どのような専門的助言・意見を求めているのかを、確認または明確にしてください。

お願い

さいたま市では、安定的に事例の検討ができるよう、各区及び各日常生活圏域の状況により、

圏域単位でおおむね

年5回4半期に1回以上／圏域 開催し

1回2事例以上（1事例は初回の検討事例とする）の検討

を（介護予防のための地域支援個別会議の）目標としています。

事例提供、資料作成、会議出席に
ご理解ご協力をお願いします。



【参考】高齢者生活支援体制整備事業

ケアマネジメントや個別支援計画の作成にご活用ください！

市内27の地域包括支援センターに配置した地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）が、地域で「こんなサービスがあったらいいな」という声や、「私はこんなことが得意です（できます）」という声をお聴きし、人や団体などをつなぎ合わせています。

1 いきいき活動リスト・いきいき活動検索ツール

市内の各地域で行われている住民相互の支え合いの活動や、茶話会や趣味・特技等を介した交流の場、民間企業やNPO法人が提供する生活支援サービスなどの社会資源を、5つの大項目、28の小項目の活動内容に分類し、日常生活圏域ごとにまとめたものです。

いきいき活動検索ツール



市ホームページ「いきいき活動リスト（地域社会資源情報）」
<https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/001/001/p059861.html>

いきいき活動リスト



2 活動インフォメーション

地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）が地域にある活動や地域の声をまとめたものが、「活動インフォメーション」です。

活動インフォメーション



市ホームページ「広がる支え合いの輪（地域活動の紹介：高齢者生活体制整備事業）」
<https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/001/002/p062597.html>

【参考】紹介した資料のまとめ

地域ケア会議

- 「さいたま市ケアマネジメントマニュアル」

さいたま市が目指すケアマネジメントやケアマネジメントの手順、参考資料をまとめたものです。

- 「さいたま市地域支援個別会議開催の手引き」

地域支援個別会議の概要、手順などをまとめたものです。

アドレス：<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p062109.html>



介護予防のための地域支援個別会議に関する関係者向け説明会

- 令和2年10月に資料配布で実施した関係者向け説明会の資料です。

アドレス：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/008/p063621.html>



いきいき活動リスト（地域社会資源情報）・いきいき活動検索ツール

- 住民相互の支え合いの活動や交流の場、生活支援サービスなどの社会資源を日常生活圏域ごとにまとめたものです。

アドレス：<https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/001/001/p059861.html>



活動インフォメーション

- 地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）が地域にある活動や地域の声をまとめたものです。

アドレス：<https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/001/002/p062597.html>

